

【海外出張】

インドネシア次期プロジェクトに係る詳細計画策定調査等

国際協力部教官

溝 口 千 恵

第1 はじめに

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）においては、現在、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が、同国最高裁判所及び法務省法規総局（以下「法規総局」という。なお、令和6年10月の組織編制により、法務人権省が法務省と人権省に分かれた。）をカウンターパート（以下「CP」という。）として、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」を実施し、我が国法務省からも専門家を派遣するなどして協力しているところ、同プロジェクトは令和7年9月に終了し、次期プロジェクトを同年10月から開始する予定である。

当職らは、JICAから当省に対する次期プロジェクトに係る詳細計画策定調査に係る調査団員の派遣協力依頼を受け、令和6年12月10日から同月18日までの間、インドネシアに出張した。本出張は、次期プロジェクトのCPとなる最高裁判所、法務省及び人権省との間で、次期プロジェクトに関する協議を行い、最終的に次期プロジェクトの目標、成果、活動等を記載した議事録（M/M）に各CPからの署名を得ることを目的として行われた。

第2 出張者及び出張日程

1 出張者

廣田桂（当部教官）、矢口昌宏（総務企画部国際事務部門国際専門官）、当職

2 出張日程

12月10日（火）	移動日
12月11日（水）	法規総局との個別協議（議事録案の確認）
	最高裁判所との個別協議（議事録案の確認）
12月12日（木）	人権省との個別協議（議事録案の確認）
12月13日（金）	法規総局長との面談・協議
12月16日（月）	人権大臣との面談・協議
	合同署名式
	在インドネシア日本国大使館訪問・大使表敬
12月17日（火）	法規総局の年末総会へ参加 （法規総局長による議事録への署名）
12月18日（水）	移動日

第3 出張結果

1 各C Pとの協議

日本側が作成した議事録案に基づき、最高裁判所、法務省及び人権省と個別協議を実施した。本出張に先立ち実施した各C Pとのオンライン会議及び長期専門家による各C Pからの聴き取り等により、日本側が各C Pの要望を十分に理解した上で各C Pに次期プロジェクト案を提案し、また、各C Pにおいても次期プロジェクト案の要点を十分に理解した上で個別協議に臨んだため、個別協議はいずれも順調に進んだ。協議の結果、細かな点につき部分的に変更があったものの、概ね日本側から提示したとおりの内容で合意に至ることができた。なお、人権省については、担当者との個別協議の後、人権大臣よりプロジェクト名や予算の配分等の変更の要望があったため、署名式当日の朝、急遽人権大臣と面談して協議を行うこととなったものの、最終的には合意することができた。



法務省との協議



最高裁判所との協議



人権大臣との面談・協議

2 合同署名式の開催

令和6年12月16日、合同署名式が行われ、同署名式において各CP及びJICAの代表者による議事録への署名が行われた。合同署名式でのラフミ最高裁判事によるスピーチにおいては、長年にわたる専門家の派遣及び成果物の作成に対する謝意と共に、プロジェクト活動を通じて現地セミナーで講師を務める現地裁判官の能力が徐々に向上しているとの評価を頂いた。なお、インドネシア法務省に関しては、署名者である法規総局長が都合により合同署名式に参加することができなかったため、翌17日に開催された法規総局の年末総会において、改めて署名のセレモニーが実施された。同総会においては、特に活躍した地方事務所等に対する表彰が行われたところ、表彰の際、賞状と共に過去のプロジェクトにおいて作成した法制執務資料が手渡されていた。



合同署名式



法規総局の年末総会における署名のセレモニー

3 在インドネシア日本国大使館訪問・大使表敬

合同署名式の後、在インドネシア日本国大使館の訪問及び大使表敬を行い、議事録に署名を得た旨大使に報告した。大使からは、これまでのインドネシアに対する法整備支援及び次期プロジェクトに関する高い評価・期待の言葉を頂いた。

4 小括

以上のとおり、本出張については、議事録への署名直前に人権省との関係で多少のトラブルはあったものの、事前準備が功を奏し、C P機関とは比較的順調に協議が進んだ上、議事録への署名まで取り付けることができ、当初の目的を十分に達成できた。今後、J I C Aにおいて所要の手続を経た後、令和7年1月中旬に今回作成された議事録の内容を反映した合意文書（R／D）を締結し、同年2月から長期専門家派遣の手続を開始し、同年10月から、シームレスに次期プロジェクトを開始する予定である。

第4 終わりに

本出張を通じて、インドネシアに対する長年の支援が同国の実務家の能力向上に着実に貢献していることや、今後益々の経済発展が見込まれる同国に対して支援を継続することの重要性を感じた。長年プロジェクト活動に関わってこられたラフミ最高裁判事から、現地裁判官の能力が徐々に向上しているとの評価を頂いたことは、長年の支援が現地の裁判官の能力という形で実を結びつつあることを示すものであり、また、法規総局の年末総会において法制執務資料が手渡されていたことは、正にプロジェクトによる成

果物がC Pにとって非常に有用であると評価されていることの証左であると思われる。さらに、在インドネシア日本国大使館大使より、これまでのインドネシアに対する法整備支援及び次期プロジェクトに対して非常に前向きな評価を頂いたことは、インドネシアに対する今後の継続的な支援を後押しするものと感じられた。

次期プロジェクトの内容について若干言及すると、次期プロジェクトでは、インドネシア政府の要望や優先順位が変わり得ることを踏まえ、毎年各C Pと具体的なトピックについて協議した上で、年間活動計画を策定することとしている。プロジェクトの内容に柔軟性を持たせていることは、C Pには好評である一方、トピックの選定及び年間活動計画の策定に当たっては、予算及び期間の観点並びに過去の協力の成果を活かせるかどうかという観点から、J I C A及び当部において慎重に検討する必要があるように感じた。また、新たにC Pとなる人権省は、インドネシアの中期国家開発計画において人権に対する取り組みが重視されていることを踏まえると、今後大切に関係を構築していくべきカウンターパートであるところ、同省との協議を通じて、インドネシア国内及び同省内において「ビジネスと人権」の概念が必ずしも広く浸透しているものではないことがうかがわれた。そのような状況の下で、次期プロジェクトにおいてどのような活動を行うことが適切であるかについて、今後人権省との間で丁寧に協議を重ねていきたい。